

## 株式会社 ササキ のマージン率について

令和07年04月01日

### マージン率

派遣元事業主は、毎事業年度終了後に、「労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金に占める割合（マージン率）」等を提供することが義務付けられました。（法第23条第5項） マージン率は、下記の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金額の平均額} - \text{労働派遣者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金額の平均額}}$$

※ %に表示した場合、小数点第2位を四捨五入します。

### マージン率に含まれる派遣事業の運営に必要な経費

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、このマージン率に相当する金額には、当事業所の派遣事業の運営に必要な経費として次のものが含まれています。

#### （１） 社会保険料

派遣労働者の社会保険料（健康保険、厚生年金、雇用保険）の約半分を雇用主である当事業所が負担しています。

また、労働者災害補償保険の保険料（全額）を負担しています。

#### （２） 派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給休暇を取得した際の賃金は、当事業所が負担しています。

#### （３） 募集費、教育訓練費、福利厚生費等

当事業所では、派遣労働者の募集に必要な募集費、資格取得や技能講習の受講、研修会の実施等のための教育訓練費、

健康診断費用等の福利厚生費などの費用が必要です。

#### （４） その他の経費

当事業所の営業担当や労務管理担当者などの人件費、事務所の賃借料金、事業の運営のために必要な経費があります。

労働者派遣の実績及びマージン率（令和０７年０４月０１日以降）

- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| （１） 派遣労働者数           | ３名        |
| （２） 派遣先事業所数          | １事業所      |
| （３） 労働者に関する料金額の額の平均額 | １４、８７７円   |
| （４） 派遣労働者の賃金の額の平均    | ９、９４５円    |
| （５） マージン率の平均         | ３３、２パーセント |

労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定を締結しているか否か

締結しています（有効期間 令和０８年０３月３１日 期限）

労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練名                        | 対象者 | 訓練方法   | 費用負担 | 賃金支給 |
|----------------------------|-----|--------|------|------|
| ビジネスマナー                    | 雇入時 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| 機械及び原材料の取り扱い、<br>安全装置の取り扱い | 派遣中 | OJT    | 無償   | 有給   |
| 腰痛防止研修                     | 派遣中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| 整理整頓清掃研修                   | 派遣中 | OFF-JT | 無償   | 有給   |
| 危険予測研修                     | 派遣中 | OJT    | 無償   | 有給   |
| 作業手順並びに作業開始時の<br>点検方法      | 派遣中 | OJT    | 無償   | 有給   |

キャリアコンサルティング相談窓口

【相談窓口】 総務部 人材派遣相談担当 【電話番号】 0558-83-3456

その他福利厚生等に関するもの

各種社会保険（労災保険、雇用保険、厚生年金、健康保険）

定期健康診断受診、年次有給休暇、通勤手当支給

〒410-2505

静岡県伊豆市八幡３８３-２

株式会社 ササキ

（許可番号 派２２－３０１０７６）